

パブリックコメントにかかる主な意見

1. 基本方針本文

各機関の調達方針の適用範囲について、理由の如何を問わず、調達方針の適用対象外とすることは不適當。すべての機関が取り組む姿勢を示すべき。

[考え方]

特殊部門等について、個別の調達方針を作成することでも対応が不可能な場合に限り調達方針の適用対象から除外できることとしたい。

特定調達品目の追加・見直しの期限を設けるべき。

[考え方]

追加・見直しの期限（最長 5 年）を基本方針に明記することでどうか。

事業者及び国民のグリーン購入を促進する事項として、「情報提供の推進」部分に事業者や国民が容易に環境物品に関する情報を入手できることを記述すべき。

[考え方]

国等の各機関に対する情報提供は事業者や国民のグリーン購入促進にも資するものであり、グリーン購入法上も情報提供は事業者、国民も対象にしていることから、基本方針の情報提供部分において事業者、国民についても言及することとしたい。

グリーン購入に当たっては、事業者自身の環境保全への配慮についても考慮すべき。

[考え方]

重要な視点であるが、事業者自身の環境保全活動は直接グリーン購入法が対象とするところではないので、「そのような考え方もある」ことについて基本方針で言及することでどうか。

2. 特定調達品目及びその判断の基準等

【紙類】

コピー用紙の基準において「古紙配合率100%」は高すぎる。

[考え方]

率先実行計画の「物品等の環境負荷の少ない仕様、材質等に関する推奨リスト」の分野別ガイドラインにおいて、コピー用紙の古紙配合率については、平成12年度末を目途に100%とされており、環境庁をはじめ多くの省庁及び全都道府県・全政令指定市においても既に古紙配合率100%のコピー用紙を使用している。このような現状を踏まえ、古紙混合率を現在よりも下げる理由は見あたらないことから、古紙配合率については100%とすることが適切と考えている。

紙類の判断基準に「非木材紙（ケナフ、葦、バガス等非木材パルプを原料にした紙）」の組み入れを検討してもらいたい。

[考え方]

今後、それらに係る多様な環境負荷への影響を踏まえつつ、検討することとしたい。

【OA機器・家電】

判断の基準に今後達成すべき省エネルギー法のエネルギー消費効率を加えることは、現時点では法律の前倒しとなり、遺憾。

[考え方]

グリーン購入法は環境物品等の調達を義務づけるものではなく、国等による調

達を通じてその普及を促進するものであり、省エネ法の基準達成を促進するものと考えている。

省エネ法基準、国際エネルギースター基準等を採用するものについては、機器の範囲（除外規定）、エネルギー消費効率の定義、測定方法等の付帯条件も同じ内容にすべき。

[考え方]

同じ内容とすることの適切性について検討した上で、判断の基準において明記することとしたい。

電子計算機、プリンタ、スキャナ、磁気ディスク等のうち大型のものは対象外とすべき。

[考え方]

現在の基準で対象とすることの適切性を吟味した上で、対象とするか否かを判断することとしたい。

「ガスエアコン」もあるので、エアコンは家電とは別カテゴリーとし、今回は省エネ法の対象である電動式の小型エアコンのみが対象となることを明記すべき。

[考え方]

電動式の小型エアコンのみが対象となる旨、明記することとしたい。

液晶テレビも対象とすべき。

[考え方]

液晶テレビはブラウン管方式に比べて低エネルギー消費型と考えられることから、対象とすることでどうか。

コピー機の基準に関し、省エネ法とエナジースターでは測定方法が異なっており、しかも基準値が異なる2つの基準を混合させた判断の基準を作成することは矛盾がある。

[考え方]

省エネ基準とエナジースタープログラムの両方の対象となっている機器については、より環境負荷低減に資する製品を国が率先して購入するというグリーン購入法の趣旨にかんがみ、待機時消費電力のみを考慮した基準であるエナジースタープログラムではなく、動作時の消費電力までも考慮した基準である省エネルギー基準を採用することが適当と考えるもの。ただし、コピー機のように、省エネ基準を達成している製品が未だに複数機種存在していない区分においては、それに準ずる基準を採用すること適当と考えている。

準ずる基準としては、1997年トップ値（総合エネルギー調査会省エネルギー基準部会平成10年12月より）又はエナジースタープログラム基準としている。

【 蛍光灯器具 】

蛍光灯器具の基準は、民間への啓蒙も含め、率先して消費効率の低いものを使用が必要であり、「Hf器具等インバータ器具であること」とすべき。

[考え方]

未だインバータ方式の器具は通常品に比べ高価であることから、これのみを特定調達物品等とした場合には調達が困難な場合もあると考えられることから、現時点では、インバータ方式のものに加えて、通常品の中で省エネ型のものを特定調達物品等としていくことが適当と考えられる。

【 制服・作業服等 】

PETの基準（製品全体重量比10%以上）は低すぎる。

[考え方]

国等の各機関における業務形態は省庁によって大きく異なり、また、地域的にも全国に広がっていることから、これらの機関で調達する制服・作業服、カーテ

ン、カーペット、毛布などに要求される機能や物性（風合い、吸湿性、強度など）も千差万別で、使用されている素材や各素材の混紡率も大きく異なる。このため、一律に厳しい基準を課した場合、一部の用途においては、これらの要求仕様を満たすことが技術的に困難となるといった制約要因が存在する。

再生PET樹脂に限定するのではなく、未利用繊維を用いた手袋・軍手は市場にも浸透しており、対象とすべき。

[考え方]

今後検討することとしたい。

今回はポリエステル繊維を使用した製品のみが対象となることを「判断の基準」で明確に記述すべき。

[考え方]

そのように判断の基準で明記することとしたい。

【自動車】

低公害車とそれ以外の自動車を区別して扱うのはおかしく、自動車全体で共通の判断の基準を採用すべき。

[考え方]

低公害車4車種（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車）については、これまで率先実行計画において目標を定めてその導入を推進してきたこと、税制優遇措置等においてもこの4車種を対象としていることなどから、その導入を特に推進すべきものとして別立てすることとしている。なお、将来的に、その普及状況などにもかんがみ、自動車として一本化することは考えられる。

LPG車も対象に加えるべき。

[考え方]

自動車の判断基準については、排ガス基準と燃費基準を満たすものを特定調達物品等としているところ、LPG自動車については、燃費基準が今後検討される

こととなっているため、これを待って対象に加えることが適当ではないか。

【設備】

コジェネレーションシステムを追加すべき。

[考え方]

コジェネレーションシステムは、通常、建築物の建設に併せて導入されるものであるので、建築物と併せ、来年度以降検討していくこととしたい。

【役務】

省エネルギー診断（ESCO事業）を対象に追加すべき。

[考え方]

検討中。

納入印刷物は再生紙の使用のみならず、インクなども考慮すべき。

[考え方]

インク等については、基準を作成するだけの十分な知見の蓄積がないことから、当初は再生紙の使用のみとし、知見の蓄積状況等を踏まえつつ、来年度以降適宜改定していくこととしたい。

【その他全般】

これまで定着してきたエコマークとの関係を明確にすべき。

[考え方]

基本方針のなかでエコマークなどとの関係について触れることとしたい。

木材はそれ自体環境によい素材であるので、木材製品であることを判断の基準とすべき。

「間伐材などの木材」は曖昧なのでどこまでが対象となるのかを明確にすべき / 間伐材などの放っておけば廃棄物となってしまう未利用材が使用されていることを基準とすべき。

[考え方]

これは間伐材、小径木、廃木材、建築解体木材などの木材である。

【 配慮事項 】

「 配慮事項 」は削除すべき。

[考え方]

そもそもグリーン購入とは、さまざまな製品を比較して、自主的にできるだけ環境負荷の少ないものを優先的に購入していくものであり、配慮事項はそのような自主的取組を促すものとして不可欠であると考えている。判断の基準を満たす物品等を調達することのみで各調達機関が満足するならば、グリーン購入法は、長期的にはグリーン購入の取組を却って停滞させることにもなりかねないものと考えられる。

3 . パブリックコメント以外の要検討事項

現在検討が進められている資源有効利用促進法の判断基準の内容を反映させること。

[考え方]

資源有効利用促進法の判断基準は事業者に対し間接的な義務づけがなされるものであること、また、その内容は定性的なものであること等を踏まえ、グリーン購入法の判断の基準等との具体的な整合を図っていくこととしたい。